



輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別表2に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第24条（通信時間等の制限）

前条の規定による場合のほか、当社は、I P電話通信が著しくふくそうするときは、I P電話通信の通信時間又は特定の地域へのI P電話通信の利用を制限することがあります。

## 第8章 料金等

第25条（料金の適用）

サービス料金は、別表1に定めるところによります。

第26条（通話料金の設定）

I P電話サービスに係る通話料金は、当社の提供区間と当社の協定事業者（当社が別に定める協定事業者を除きます。）又は、当社が別に定める電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。ただし、協定事業者の契約約款等に規定するところにより、協定事業者が定める料金についてはこの限りではありません。（注）当社が別に定める電気通信事業者とは、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社とします。

第27条（料金の計算方法）

サービス料金には、I P電話サービスの利用に関し、利用申込を承諾した時に発生する初期費用、サービスを利用するための月額費用および通話料金があります。このうち初期費用は、I P電話利用契約成立の際に一時的に発生する費用です。
2 当社は、通話料金は、料金月（当社が定める毎暦月の一定の日（起算日）から翌月の起算日の前日までの間をいいます。）に従って計算します。
3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合、前項の起算日を変更することがあります。
4 当社は、通話料金については、料金月に従って1の通信ごとに計算したものの合計額により、支払いを請求します。
5 当社は、月額費用については、暦月の1日にそのI P電話利用契約がある場合、支払いを請求します。ただし、I P電話機能付き端末機器使用料については、機器使用に関する申込みがある場合に限ります。

第28条（料金の支払い義務）

お客さまは、別表1に規定する料金を支払っていただきます。
2 前項の料金のうち、通話料金については、当社が測定した通信時間と別表1の定めとに基づいて算定いたします。
3 お客さまは、I P電話通信に関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、別表1に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、お客さまと協議し、その事情を斟酌するものとします。
4 当社は支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。

第29条（最低利用期間内に解約した場合の料金）

I P電話利用契約を第6条（最低利用期間）の最低利用期間内に解約した場合の料金は、課金開始月から当該最低利用期間の末日までのサービス料金の額とします。

第30条（料金の支払方法及び支払期日）

お客さまは、サービス料金等を当社が指定する方法により支払うものとします。
2 お客さまは、サービス料金等を当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに支払うものとします。
3 お客さまは、サービス料金等を支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

第31条（割増金）

お客さまは、サービス料金等の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、当社が指定する方法により、指定する期日までに支払うものとします。

第32条（延滞利息）

お客さまは、サービス料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6％の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する方法により、指定する期日までに支払うものとします。

第33条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第34条（消費税等）

お客さまが当社に対し本サービスに関する債務を支払う際に、消費税法（昭和63年法律第108号）

及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額を併せて支払うものとします。ただし、国際通信に係る通話料金についてはこの限りではありません。

## 第9章 お客さま情報の保護

第35条（お客さま情報の保護）

当社は、I P電話サービスの提供に関連して知り得たお客さまの情報を、お客さまの承認を得た場合、法令に基づき利用、又は提供しななければならない場合を除き、第三者に開示、漏洩しないものとします。

2 当社がI P電話サービスの提供に係わるU C A Tに対して、音声通信番号設定工事等に必要な情報を提供することをお客さまは、あらかじめ承認するものとします。
3 当社がこのサービス料金等の収納を委託する者に対して、収納に必要な情報を提供することをお客さまは、あらかじめ承認するものとします。

## 第10章 損害賠償

第36条（責任の制限）

当社は、I P電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのI P電話サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのお客さまの損害を賠償します。ただし、アクセス回線に係る当社の専用サービス契約約款に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。
2 前項の場合において、当社は、I P電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するI P電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限りて賠償します。
（1）別表1に規定する月額費用
（2）別表1に規定する通話料金（I P電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均の利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
3 当社の故意又は重大な過失によりI P電話サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

第37条（免責）

当社は、前条（責任の制限）の場合を除き、お客さまがI P電話サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず、賠償の責任を負いません。ただし、当社の故意又は重過失に基づく場合はこの限りではありません。

第38条（責任の分界点）

I P電話機能付き端末機器を当社が設置した場合、I P電話機能付き端末機器とお客さま設備を接続するI P電話機能付き端末機器側の接続点を責任分界点とします。

## 第11章 雑則

第39条（利用に係るお客さまの義務）

お客さまは、次のことを守っていただきます。

（1）当社がI P電話利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるとき又は顧客設備等の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
（2）故意にI P電話を通信状態のまま放置しないこと。また、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
（3）故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
（4）本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝又は勧誘の通信をする若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為等を行わないこと。
（5）自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はおそれのある行為を行わないこと。
（6）当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がI P電話利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
（7）当社がI P電話利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
（8）違法に、又は公序良俗に反する態様で、I P電話利用契約を利用しないこと。
2 お客さまは、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要費用を支払っていただきます。

第40条（本邦外における取扱制限）

I P電話サービスの取扱いについては、本邦外の法令、本邦外の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第41条（協議）

この約款に記載のない実施上必要な細目については、お客さまと当社との協議によって定めます。

### 附 則

この約款は平成20年1月1日より効力を発するものとします。

#### 【別表1】I P電話サービスの料金

・初期費用

I P電話サービス申込手数料	0円
----------------	----

・月額費用

I P電話サービス基本料	0円
I P電話機能付き端末機器使用料	0円

・通話料金

1 適用		
区 分	内 容	
(1)音声通信番号によるI P電話通信の取扱	I P電話サービスは、音声通信番号による当社のフォーユーコールサービス契約約款に定める閉域I P音声通信、接続I P音声通信、加入電話等通信、国際通信を行うことができます。	
(2)通話料金の算定	I P電話サービスに係る通話料金は、1の通信について、2（料金額）に規定する分数又は秒数までごとに算定します。ただし、(1)欄に規定する閉域I P音声通信及び接続I P音声通信については、この通話料金はかかりません。	
(3)通信時間の測定	ア I P電話サービスに係る通信時間（(1)欄に規定する閉域I P音声通信及び接続I P音声通信を除きます。以下同じとします。）は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 <p>イ アに規定する通信時間には、お客さま以外の者が、当該お客さまに係るアクセス回線から行ったI P電話通信に係るものを含みます。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等I P電話サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときは、2（料金額）に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間は、アの通信時間には含みません。</p>	
(4)加入電話等通信及び国際通信の適用等	当社は、利用料金を適用するため、アクセス回線からの通信を次のとおり区分します。	
	区 分	適用する通信
	ア イ、ウ及びエ以外の場合	本邦内に設置されている加入電話等設備への通信
	イ 携帯・自動車電話事業者に着信する場合	携帯・自動車電話事業者（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線への通信
	ウ P H S事業者に着信する場合	P H S事業者（電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線への通信
	エ I P電話事業者に着信する場合	当社が別に定めるI P電話事業者（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線への通信
	オ 国際通信となる場合	本邦外の国若しくは地域への通信
(5)当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額とします。（注）「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。 <p>ア 過去2ヶ月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日の平均の通話料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通話料金のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>	

2 料金額

(1) (2)、(3)及び(4)以外の場合

区 分	料金額
3分までごとに	7円(税込7.35円)

(2) 携帯・自動車電話事業者に着信する場合

区 分	料金額
60秒までごとに	18円(税込18.9円)

(3) PHS事業者に着信する場合

区 分	料金額
60秒までごとに	10円(税込10.5円)
上記の利用料のほかに通信1回ごとに	10円(税込10.5円)

(4) IP電話事業者に着信する場合

区 分	料金額
3分までごとに	8円(税込8.4円)

(5) 国際通信となる場合

利用料	区分		料金額 (60秒 までごと に)
	取扱地域		
アジア1	シンガポール共和国、大韓民国、香港		20円
アジア2	台湾、中華人民共和国、フィリピン共和国、マカオ		30円
アジア3	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア		48円
アジア4	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、東ティモール、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モンゴル国、モルディヴ共和国、ラオス人民民主共和国		80円
アジア5	アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国		90円
アメリカ1	アメリカ合衆国(ハワイを除きます。)、カナダ		8円
アメリカ2	英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国		40円
アメリカ3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島		32円
アメリカ4	ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット		92円
オセアニア1	ハワイ		8円
オセアニア2	オーストラリア、グアム、サイパン、ニュージーランド		40円
オセアニア3	キリバス共和国、クック諸島、クリスマス島、ココス・キーリング諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦		56円
オセアニア4	トケラウ諸島、ニウエ、バヌアツ共和国		64円
ヨーロッパ1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国		22円

ヨーロッパ2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	48円
ヨーロッパ3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ベラルーシ共和国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ユーゴスラビア連邦共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	64円
アフリカ1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	72円
アフリカ2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	90円
インマルサット1	インマルサット-A(インド洋) \ インマルサット-A(大西洋西)、インマルサット-A(大西洋東)、インマルサット-A(太平洋)	510円
インマルサット2	インマルサット-M(インド洋) \ インマルサット-M(大西洋西)、インマルサット-M(大西洋東)、インマルサット-M(太平洋)	360円
インマルサット3	インマルサット-B(インド洋) \ インマルサット-B(大西洋西)、インマルサット-B(大西洋東)、インマルサット-B(太平洋)	300円
インマルサット4	インマルサット-ミニM(インド洋)、インマルサット-ミニM(大西洋西)、インマルサット-ミニM(大西洋東)、インマルサット-ミニM(太平洋)	250円

・ユニバーサルサービス料

1 適用

区 分	内 容
ユニバーサルサービス料の適用	当社は1の音声通信番号ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。

2 料金額

区分	単 位	料金額(月額) (税込価格)
ユニバーサルサービス料	1の音声通信番号ごとに	6円 (6.3円)

【別表2】新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議

	することを目的として、あまねく発売されること (2)発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社